

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、
経済産業省、国土交通省、
環境省、告示第三号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
厚生労働省、建設省、
総理府、大蔵省、文部省、
農林水産省、通商産業省、
郵政省、労働省、令第一号）第三条

第一項及び第四条第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三
項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年七月
内閣府、
文部科学省、
経済産業省

府、厚生労働省、財務省、
省、国土交通省、
省、農林水産省、
省、環境省、告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
財務大臣	麻生太郎
文部科学大臣	萩生田光一
厚生労働大臣	加藤勝信
農林水産大臣	江藤拓

経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年）
総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、運輸省、郵政省、建設省

省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、平成二十九年十月一日から適用する。

別表
「一〇七 略」

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリアデバイス製造業、細分類二八三二―光デバイス・磁気デバイス・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三二―パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信

改正前

対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年）
総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、運輸省、郵政省、建設省

省、文部省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、平成二十九年十月一日から適用する。

別表
「一〇七 略」

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリアデバイス製造業、細分類二八三二―光デバイス・磁気デバイス・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三二―パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信

業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業及び細分類三七二一―移動電気通信業

九

細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組込

業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業、細分類三七二一―移動電気通信業、細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業
〔号を加える。〕

みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）

備考 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 「略」

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和二年五月八日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（次項において「新業種告示」という。）

（別表の規定は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う特定取得（外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）（次項において「改正法」という。）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（以下この項において「新法」という。）第二十八条第一項に規定する特定取得をいう。以下この項において同じ。）又は新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下この項において「特定取得に相当するもの」という。））について、それぞれ適用し、同日前に行った特定取得又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表に係る改正法による改正前の外国為

替及び外国貿易法第二十八条第一項の規定による届出をして適用日から起算して三十日を経過した
日前行った同項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）のうち、新業
種告示別表に掲げる業種に該当しない業種に係る特定取得については、対内直接投資等に関する命
令第七条第一項第一号に掲げる報告書の提出を要しない。